資料１

食品リサイクル等の促進に係る取組　関係図

食品リサイクル法の基本方針内容、廃掃法基本方針内容（廃）、**業界や行政の現状取組内容（◆）**を盛り込んだ関係図

食　品　関　連　事　業　者

サプライチェーン全体において排出される廃棄物の発生抑制に努め、廃棄物の適正な循環的利用に努める　廃

取組の情報提供
（HP、CSR ﾚﾎﾟｰﾄ）

◆給食残さの資源化
(19/33 市町村)

食品循環資源の再生利用等に取組の評価・表彰【国】

○　発生抑制

・業種特性に沿った発生量管理（食品廃棄物等の発生原単位の把握）
・食品ロス削減の促進

業者全般	納品期限の緩和　**◆飲料・菓子の期限緩和（ｲﾄｰﾖｰｶﾄﾞｰなど）** フードバンクの積極的な活用　**◆NO-FOODLOSS ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ（国）** 消費者理解への促進取組　**◆食べきりげんまん（九都県市）**
製造業	賞味期限の延長　**◆カップ麺の賞味期限延長（日本即席食品工業会）** 原料の無駄のない利用　等
小売業	消費者とのコミュニケーション 食品廃棄物等の継続的な計量
外食業	消費実態に合わせたメニュー開発 ドギーバック導入　等

商慣習見直しに向けた取組の促進【国】
食品ロス削減に向けた普及【国、地方公共団体】

◆食べきり協力店（横浜市）、川崎エコショップ制度（川崎市）食べきり啓発ポスターの作成（鎌倉市）

＜国への定期報告義務＞発生量 100ｔ/年以上の事業者
結果公表、必要な指導助言等【国】
※H27 年度実績から**都道府県別にも報告**

＜再生利用等実施率の推移と目標＞

	H20	H26	H31（目標年度）
食品製造業	93%→	95%	**95%**
食品卸売業	59%→	57%	**70%**
食品小売業	37%→	46%	**55%**
外食産業	13%→	24%	**50%**

○　再生利用等の取組

1　飼料化（優先的に選択）
2　肥料化（利用先確保を前提）
3　メタン化等（発電利用につながるメタン化は都市部で有効）

新たな再生利用製品の追加【国】
◆炭化して得られる燃料等、エタノールが追加

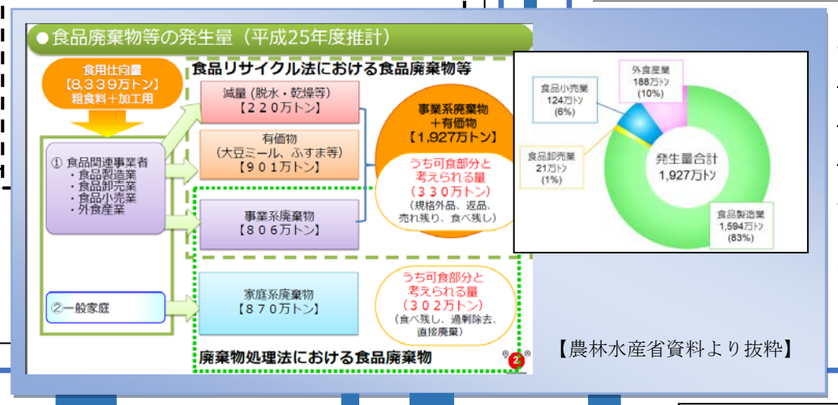

【農林水産省資料より抜粋】

まだ食べられる食品など

◆全国約 40 団体
◆県２団体（NPO 法人）H28 年 8 月

社会福祉施設
生活困窮者など

消　費　者

○　発生抑制

・自らの食生活に起因する環境への負荷に対する理解
・食品購入・消費する各場面において発生抑制に努める
・食品ロス削減の促進（食品ロスの実態への認識の深化、賞味期限等への正しい理解、過度な鮮度志向の改善等）地域住民に対する普及啓発等【地方公共団体】

自らの排出抑制（食品の食べきりや使い切り、生ごみの水切りなど）
事業者の排出抑制への協力（適量注文、食べ残し削減など）　廃

◆ｴｺｸｯｷﾝｸﾞ、水切りなど普及啓発（10/33 市町村）
◆食べきりげんまん（九都県市）
◆生ごみ処理機等設置補助（28/33 市町村）
（◆キエーロ設置助成制度（20/33 市町村））
◆生ごみ処理機等の維持管理に関する調査研究（県）

○食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等についての積極的な取組への理解、協力（生産された農畜水産物等の積極的な購入等）

特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物

リサイクルループ

○再生利用事業計画認定制度等の促進【国】◆認定数（県）6（全国）55
平成 28 年 6 月末
○主体間の連携の促進
・マッチングの強化【国】
◆H27 年度実施（４箇所）（国）
・地域に応じた多彩なループ形成の促進【地方公共団体】
◆優良事例紹介（11 事例）（県）
◆推進部会の設置（県）

食品廃棄物（再生利用）

食品廃棄物（焼却処分）

食品廃棄物等の実施把握、数値化、公表【国】
食品ロスの発生状況をより把握し数値化、国民に対し削減に係る取組実施を働きかける　【国】

家庭からの食品ロスの割合の調査を実施したことのある市町村数
43（H25 年度）→　200（H30 年度）**◆８/33 市町村（H28.4.1 現在）**　廃

農　畜　水　産　業　者

食品循環資源の再生利用の取組について理解を深め、特定肥飼料等の一層の利用に努める
・エコファーマーの認定、農業生産活動規範の普及

食品リサイクル製品認証・普及制度の普及、エコフィード認証制度・エコフィード利用畜産物認証制度の普及啓発　【国】

特定肥飼料等
食品リサイクル肥料、エコフィード

品質、安全性の確保
【国、地方公共団体】
◆相談窓口、試験研究（県、川崎市）

再　生　利　用　事　業　者

ニーズにあった特定肥飼料等の製造
◆登録再生利用事業者
県内５事業者（全国 178 事業者）H28 年 3 月末
再生利用施設の整備に対する支援【国】

一廃・産廃　中間処理施設
再生に係る施設の整備の推進【国】
H32 年度までに必要な処理能力の確保　廃

その他の再生利用（メタン化等）

熱回収

発電施設など

発電設備の設置された焼却施設の整備【国】
H32 年度までに 69%　（H24 年度　66%）　廃

埋立処分

【国】
・制度説明・意見交換
・一般廃棄物処理計画への位置づけについての周知
・廃掃法の解釈等についての技術的助言、連携強化

助言
支援

【都道府県】　連携
循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置づけ　廃
◆循環型社会づくり計画へ位置づけ（県）

【市町村】一般廃棄物の処理に統括的な責任　→　地域実情に応じた取組促進に必要な措置を講じる
食品循環資源の再生利用等の促進について、民間事業者の活用・育成や自ら行う再生利用等の実施等を一般廃棄物処理計画において適切に位置づけるよう努める　廃